

各位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産マスターファンド投資法人
代表者名 執行役員 吉田 修平
(コード番号：3462)

資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦 公輝
問合せ先 NMF 運用グループ統括部長 増子 裕之
03-3365-8767 nmf3462@nomura-re.co.jp

資産運用会社における業務の方法に関する事項の変更届出に関するお知らせ

野村不動産マスターファンド投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」といいます。）は、国土交通省の「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」に基づくヘルスケア施設の取引等を行うための運用体制の整備に伴い、宅地建物取引業法の規定に基づく取引一任代理等の認可の条件に従って業務の方法に関する事項の変更（以下、「本変更」といいます。）を届出しておりますのでお知らせします。

記

1. 本変更の概要

本変更は、宅地建物取引業法の規定に基づく取引一任代理等の認可申請事項のうち、業務の方法に関する事項について、ヘルスケア施設の取引等を行うための運用体制等を追加したものです。

2. 本変更に係る届出日、届出を行った行政庁の名称

2022年3月23日付で、国土交通大臣に宅地建物取引業法の規定に基づく取引一任代理等の認可申請事項に係る変更の届出を行っております。

3. 本変更の理由

本資産運用会社は、本投資法人及び野村不動産プライベート投資法人の2つの投資法人の資産運用に係る業務を受託しています。従来より本投資法人及び野村不動産プライベート投資法人はヘルスケア施設を投資対象としておりますが、本変更に係る届出は、野村不動産プライベート投資法人におけるその後の組入れ可能性を踏まえ、その組入れに先立ち運用体制の整備等を行ったものです。なお、現在は、本投資法人及び野村不動産プライベート投資法人の双方において、本資産運用会社の定めた取得検討物件に関するローテーション・ルールに基づき、ヘルスケア施設の組入れを行っております。

4. 今後の見通し

本変更に係る届出は2022年3月23日に完了しており、本変更による2023年8月期（2023年3月1日～2023年8月31日）及び2024年2月期（2023年9月1日～2024年2月29日）の運用状況への影響はありません。

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.nre-mf.co.jp>

以上

